

別紙

諮問第1794号～1797号、1803号～1806号

答 申

1 審査会の結論

別表に掲げる開示請求1から8まで（以下「本件各開示請求」という。）について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件各開示請求に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った本件各開示請求に対し、東京都知事が別表に掲げる決定日に行った存否応答拒否を理由とする各不開示決定（以下「本件各不開示決定」という。）について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各開示請求に係る公文書（以下「本件各請求文書」という。）はいずれも存在しているか否かを答えるだけで、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで本件各開示請求を拒否したものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、別表に掲げる諮問日に審査会へ諮問された。審査会は、実施機関から理由説明書を收受し、令和7年11月18日（第262回第一部会）から令和8年1月26日（第264回第一部会）まで、3回審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審議の併合について

別表に掲げる各諮問については、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

イ 本件各不開示決定の妥当性について

実施機関は、本件各請求文書の存否を明らかにすることにより、条例7条2号に規定する、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報を公にすることとなる旨説明する。

これに対し、審査請求人は、本件各開示請求の対象は審査請求人自身が当事者である事案に係るものであり、審査請求人は当該事案を既に把握しているから、対象となる公文書を開示しても当該事案の事実の有無が新たに明らかになるものではないため、本件各不開示理由は全て失当である旨主張する。

審査会が検討するに、本件各開示請求は、審査請求人が、自身に関する行動や対応状況等に係る文書の開示を求めているものであるところ、条例に基づく開示請求については開示請求者の属性は開示、不開示の判断に影響を及ぼすものではなく、本件各請求文書の存否を明らかにすることは、個人に関する情報で特定の個人を識別することができることとなる情報を公にすることとなると認められるため、条例7条2号本文前段に該当する。また、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。

したがって、本件各請求文書の存否を答えるだけで条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条に基づき本件各開示請求を拒否した本件各不開示決定は、いずれも妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

倉吉 敬、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表

開示請求 項番	諮問 番号	開示請求内容	決定日	決定内容	諮問日	不開示理由
1	1794	<p>令和〇年〇月〇日付の〇〇処分の原因となった〇〇局管理職による請求人(〇〇)関連のトラブル事案報告について、請求者がトラブル発生時に自身は当該事案の被害者だと説明したにもかかわらず、何の反証もなしに当該トラブル事案を請求者の非行為によるものとして総務局コンプライアンス推進部に報告した〇〇局管理職の〇〇行為の正当性の説明根拠となる全ての公文書(規程・手引きなど)</p> <p>なお、規程等についてはその全文を示すのではなく、その規程等の中の具体的な該当規定が分かるような方式で開示すること。</p>	令和 6年 10月 11日	不開示 (存否応答拒否)	令和 6年 12月 2日	<p>本件請求の内容は、特定の人物に関して、一般に公開されていないトラブル事案報告という個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。)であり、条例7条2号の不開示情報に該当する。</p> <p>また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人の行動や対応状況等の有無といった、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。</p>
2	1795	<p>〇〇局管理職が令和〇年〇月〇日送信のメールにより開示請求者(〇〇)通知した「開示請求者の非違行為として総務局コンプライアンス推進部に報告したトラブル事案の事情聴取の実施」について、開示請求者が証拠資料付きの「パワーハラスメント被害報告書(2)」をコンプライアンス推進部に提出して自身は前記トラブル事案の被害者であることを説明したにもかかわらず、開示請求者に対して令和〇年〇月〇日付で〇〇処分を行い、外部公表した総務局人事部の〇〇行為の正当性の根拠となる全ての公文書(規程・手引きなど)</p> <p>なお、規程等についてはその全文を示すのではなく、その規程等の中の具体的な該当規定が分かるような方式で開示すること。</p>	令和 6年 10月 9日	不開示 (存否応答拒否)	令和 6年 12月 2日	<p>当該公文書の存否を明らかにすることは、不開示情報に当たる特定個人に関わる事実の有無を開示することになるものであり、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、または公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる(条例7条2号に該当)。</p> <p>このため、条例10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで開示をしない旨の決定をする。</p>

3	1796	<p>〇〇局管理職の報告に基づいて総務局コンプライアンス推進部が令和〇年〇月〇日に実施した「開示請求者（〇〇）の非違行為として扱われているトラブル事案の事情聴取」について、開示請求者が証拠資料付きの「パワーハラスメント被害報告書（2）」をコンプライアンス推進部に提出して自身は前記トラブル事案の被害者であることを説明したにもかかわらず、開示請求者を非違行為者として総務局人事部に報告して、令和〇年〇月〇日付の〇〇処分の執行の原因を作出した総務局コンプライアンス推進部の〇〇行為の正当性の根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）</p> <p>なお、規程等についてはその全文を示すのではなく、その規程等の中の具体的な該当規定が分かるような方式で開示すること。</p>	令和 6年 10月 9日	不開示 (存否応答拒否)	令和 6年 12月 2日	<p>特定の個人の服務監察に係る公文書の存否を答えることにより、服務監察において当該個人が行った行為の有無が明らかになり、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、また、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例7条2号に該当）。</p> <p>このため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。</p>
4	1797	<p>〇月〇日に審査請求、〇月〇日に情報開示請求のために都庁を訪問した開示請求者に対して入館証を交付せず、開示請求者の行政的手続きを妨害した事案について、総務局の警備員や〇〇課長の妨害行為の正当性を説明できる全ての公文書（規程、手引きなど）</p>	令和 6年 10月 9日	不開示 (存否応答拒否)	令和 6年 12月 2日	<p>当該公文書の存否を明らかにすることは、不開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであるから、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められる。（条例7条2号に該当）</p> <p>このため、条例10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。</p>

5	1803	<p>請求者が令和〇年〇月〇日付で〇〇処分を受けた事案について、請求者が同年〇月〇日に審査請求・情報開示請求等の行政手続きで来庁したら、総務局警備業務担当の〇〇・〇〇及び同現場警備員の〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇が請求者に〇〇で各手続きを行うように強要し、請求者が抗議したら〇〇行為を遂行したことの正当性の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）</p> <p>なお、規程等についてはその全文を示すのではなく、その規程等の中の具体的な該当規定が分かるような方式で開示すること。</p>	令和 6年 10月 24日	不開示 (存否応答拒否)	令和 6年 12月 23日	<p>当該公文書の存否を明らかにすることは、不開示情報にあたる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであるから、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められる。(条例7条2号に該当)</p> <p>このため、条例10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。</p>
6	1804	<p>令和〇年〇月〇日付の〇〇処分の原因となった〇〇局管理職による請求人(〇〇)関連のトラブル事案報告について、請求者が事故調査の際に〇〇局管理職の〇〇行為を追及した「パワーハラスメント被害報告書(2)」を証拠資料付きで提出して、総務局コンプライアンス推進部による「〇〇行為に係る事故調査」が実施されるように手続きを行うように求めたにもかかわらず、この請求者の要求を無視して〇〇行為を揉み消した〇〇局管理職の〇〇行為の正当性の説明根拠となる全ての公文書（規程・手引きなど）</p> <p>なお、規程等についてはその全文を示すのではなく、その規程等の中の具体的な該当規定が分かるような方式で開示すること。</p>	令和 6年 10月 31日	不開示 (存否応答拒否)	令和 6年 12月 23日	<p>本件請求の内容は、特定の個人の行動や対応状況等といった個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるようになることとなるものを含む。)であり、条例7条2号の不開示情報に該当する。</p> <p>また、本件開示請求に関しては、本件開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求内容に記載されている特定の個人の行動や対応状況等の有無といった、条例7条2号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例10条により文書の存在を明らかにしないで不開示とする。</p>

7	1805	<p>請求者が令和〇年〇月〇日付で〇〇処分を受けた事案について、請求者が同年〇月〇日・〇月〇日・〇月〇日に審査請求・情報開示請求等の手続きで来庁したら、警備業務担当職員である総務局の〇〇らが〇〇の請求者に対する〇〇行為(〇年〇月〇日のトラブル事案に係る〇〇行為など)を棚上げて、請求者を一方的に「問題児」扱いすることにより、請求者に〇〇で各手続きを行うように強要するという〇〇行為を遂行したことの正当性の説明根拠となる全ての公文書(規程・手引きなど)</p> <p>なお、規程等についてはその全文を示すのではなく、その規程等の中の具体的な該当規定が分かるような方式で開示すること。</p>	令和 6年 10月 31日	不開示 (存否応答拒否)	令和 6年 12月 23日	<p>当該公文書の存否を明らかにすることは、不開示情報に当たる特定個人に関わる事実の有無等を開示することになるものであるから、このことは個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものと認められる。(条例7条2号に該当)</p> <p>このため、条例10条の規定により、当該公文書の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否する。</p>
8	1806	<p>〇〇局管理職のトラブル報告に基づいて総務局コンプライアンス推進部が令和〇年〇月〇日に実施した「開示請求者(〇〇)の非違行為として扱われているトラブル事案の事情聴取」について、開示請求者が証拠資料付きの「パワーハラスメント被害報告書(2)」を総務局コンプライアンス推進部に提出して「〇〇局管理職の〇〇行為を追及して事故調査を行うこと」を求めたにも関わらず、当該〇〇行為を擁護してこれを揉み消した総務局コンプライアンス推進部の〇〇行為の正当性の根拠となる全ての公文書(規程・手引きなど)</p> <p>なお、規程等についてはその全文を示すのではなく、その規程等の中の具体的な該当規定がわかるような方式で開示すること。</p>	令和 6年 10月 31日	不開示 (存否応答拒否)	令和 6年 12月 23日	<p>特定の個人の服務監察に係る公文書の存否を答えることにより、服務監察において当該個人が行った行為の有無が明らかになる。このことにより、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものを公にするとともに、個人の権利利益を害するおそれがあるため。(条例7条2号に該当)</p> <p>このため、条例10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する。</p>